

NPO 法人 住まいのホームドクター／設計者  
460-0017 名古屋市中区松原 1-17-6 朝日軒ビル3階

# HD ニュース

No. 91  
2021. 2. 25

## 今後の予定

3/16 18:00～ マンション・ビル大規模修繕研究会

3/16 18:30～ 研修会

3/18 18:00～ 木造技術研究会

3会合ともにコロナウイルスの影響により開催未定

## カワセミ（翡翠）

副理事長 森 登

運動不足解消の為、昼休み時間を利用して、久しぶりに庄内川の河川敷へウォーキングに出かけた。小春日和の良い天気のためだろうか、獲物を探しているカワセミに出会った（時期としては早いと思いますが）。

30m程先の川岸の小枝の先に、ポツンと止まっていた。背中が青・流線型のフォルム・長くとがったくちばし、間違いない。カワセミは、止まっていた小枝から川の中いきなりダイブ。そのあとは川の反対岸へ一目散に飛んで行った（当方が視界に入ったのかな？）。

翌日もほぼ同じ場所で、今度は別の場所に飛んで、ホバリングした後、川にダイブした。おそらくカワセミの繁殖期に近づいているのでしょう。

当方はコロナのおかげで、季節感の無い生活を送っていましたが・・・。「季節は確実に春に向かってるなァ～」と実感しました。



ところで当会の活動で、春になったら、皆さんにお願いしたいことがあります。

昨年末、相談委員の皆さまに、当会の「ホームドクター」としての活動・相談リーフレットを、生活支援センター・消費者センターに配布して頂きました。

4月になるとセンターの担当者、課長などの移動があります。忘れられないようにするため、再度、各センターへ挨拶に行っていただき、当会のPRをお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。バージョンアップした新しいリーフレットを持参するのか、顔を出すだけにするのか、悩ましいところですが、予定して頂けないでしょうか？

また、「昨年末はいけなかったが、今回は行ける」という方もぜひお願いします。相談委員メンバーにはこだわりませんので、連絡を頂けると心強い限りです。

春は、業務報告の提出・省エネの手続きが施行される等など、新年度業務の開始につきお忙しいとは思いますが、よろしくお願いたします。

追伸、皆様におかれましては、地震への備え万全でしょうか？ あれからもう10年・・・、先日の地震で気が付きました。

1947年(昭和22年)に労働省が設置され、「労働者が人に値するものとしての生活を営む必要を満たす労働条件の最低の基準」として「労働基準法」が制定され、1972年(昭和47年)には労働災害を防止する総合的な措置として「労働安全衛生法」が公布されています。

これに伴い労働安全衛生法施行令の中で、令6条23項に「作業主任者を選任すべき作業」として「石綿若しくは石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を取り扱う作業」を。令16条4項には「製造等が禁止される有害物等」として、令21条7項では「作業環境測定を行うべき作業場」、10項では「健康診断を行うべき有害な業務」、令23条3項では「健康管理手帳を交付する業務」として、石綿が規定されています。基本はこの内容が年々厳しくなり、範囲が拡大されてきています。これに先行する法律として1955年(昭和30年)には陶磁器や耐火煉瓦などを扱う工場などでのけい肺及び外傷性脊髄障害に関する特別保護法としての法律第91号、1960年(昭和35年)に主に炭坑労働者の労働災害を予防するじん肺法が制定されていましたが、対象として石綿の名称がとりあげられたのはこの労働安全衛生法からになります。

1971年(昭和46年)には労働省令第11号として出されていた「特定化学物質等障害予防規則」が翌年強化され省令第39号略称：特化則として公布、施行されました。この中で許可物質使用をする作業について、局所排気装置及び除じん装置を設置することが定められています。さらに2005年(平成17年)石綿についてはこの特化則から分離し、単独の規則である石綿障害予防規則(略称；石綿則)として取り扱われるようになりました。

2006年(平成18年)石綿等の製造は全面禁止となりました。一部代換のきかないものの猶予措置が撤廃されたのが2012年(平成24年)からです。このころから、石綿が使われた建築物等の解体現場での労働者の石綿暴露防止が中心的な問題となってきました。これに関する技術上の指針が2012年(平成24年)、2014年(平成26年)と公表されてきましたが、

2020年(令和2年)に石綿則は大幅に改正強化されました。おもな改正内容は以下のとおりとなります。

#### 1 【解体・改修工事開始前の調査】

- ・事前調査、石綿含有の有無をすべての材料について設計図書の文書の確認と目視により確認。設計図書の無い場合はこの限りでは無い。構造上目視が困難な場合は可能になった時に調査。
- ・平成18年9月1日以降に着工した建築物は着工日の設計図書で確認。
- ・石綿等が使用されているものとみなして措置を行えば分析調査は不要。吹付け材にも適用。
- ・分析調査を行う者の要件の新設。学科講習と実技講習・終了考査。

(全国的な講習を行い令和5年10月から施行)

- ・事前調査及び分析調査の結果の記録。写しを作業場に備え付け、3年間保存。

#### 2 【解体・改修工事開始前の届け出の拡大・新設】

- ・耐火・準耐火建築物に吹き付けられている石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業、およびそれ以外の建築物の同上の作業の計画届を14日前までに行う。

元請け事業者が所轄の労働基準監督署長に提出します。

- ・解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事。又は請負金額が100万円以上の建築物の改修工事。

#### 3 【負圧隔離を要する作業に係る措置の強化】

集じん・排気装置・負圧の点検をすること  
隔離を解く場合は、石綿等に関する知識を有した者の確認が必要になること

#### 4 【隔離(負圧は不要)を要する作業に係る措置の新設】

- ・けい酸カルシウム板1種・石綿含有の仕上げ塗材の除去については作業場所をビニールシートで隔離し、湿潤な状態に保つことが必要

#### 5 【その他の作業に係る措置の強化】

- ・上記の湿潤な状態にするのが困難なときは、除塵性能のある電動工具を用いる等の措置を講じる。
- ・除去作業は、技術的に困難な場合以外、切断以外の方法による。

6【作業の記録】

- ・労働者ごとの作業記録に事前調査・実施状況の概要を加える。
- ・実施状況の写真による記録、従事労働者の氏名、従事期間、3年間保存。

7【発注者による配慮】

- ・事前調査、写真等による作業の実施記録が適切に行われる配慮が必要。(報告を確認する等が必要になって来ると思われます)

## 石綿障害予防規則等の改正のポイント

改正		※下線部分が改正内容		
<p><b>レベル1</b></p> <p>石綿含有吹付け材</p> 	<p>事前調査結果等の届出(一定規模以上の工事)<sup>※1</sup>が対象</p>	<p>計画届(レベル2も計画届) ※十四日前</p>	<p>事前調査</p> <p>※<u>調査方法を明確化</u></p> <p><u>資格者による調査</u></p> <p><u>調査結果の3年保存、現場への備え付け</u></p> <p>作業計画</p> <p><u>作業状況等の写真等による記録・3年保存</u></p> <p>掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>	<p>負圧隔離</p> <p>集じん・排気装置の初回時、<u>変更時</u>点検</p> <p>作業開始前、<u>中断時</u>の負圧点検</p> <p><u>隔離解除前の取り残し確認</u></p> <p>等</p>
<p><b>レベル2</b></p> <p>石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p> 			<p>けい酸カルシウム板1種<sup>※2</sup>(破碎時)</p> <p>仕上塗材(電動工具での除去時)</p> <p><b>隔離</b></p> <p>※負圧は不要</p>	
<p><b>レベル3</b></p> <p>スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材</p> 				

※1 解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事、及び特定工作物の解体・改修工事

※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種(天井、耐火間仕切り壁等に使用) レベル1・2程の飛散性はないが 他のレベル3建材より飛散性が高い。

次回は、事前調査資格者講習内容の詳細と調査実務について(有)井上建築設計室 井上邦克氏にお話しをお聞きします。



